

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書類一覧

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

提出書類

介護給付費算定期連絡先

(別紙2)介護給付費算定に係る体制等に関する届出書＜指定事業者用＞

(別紙1)介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援)

(別紙1-2)介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(介護予防サービス)

事　項	添　付　書　類
地域区分 【共通】	・なし
施設等の区分 【共通】	・(事業所規模算定表)
LIFEへの登録 【共通】	・なし
職員の欠員による減算の状況 【共通】	・勤務体制及び勤務形態一覧表(標準様式1) ※減算開始時…人員欠如が発生した月の実績 ※減算解消時…人員欠如が解消された月の実績 ・看護職員の免許証の写し ※勤務体制及び勤務形態一覧表を標準様式1で提出する場合は、添付不要。 ※看護職員の欠如が解消された場合のみ
高齢者虐待防止措置実施の有無【共通】	・なし
業務継続計画策定の有無 【共通】	・なし
感染症又は災害の発生を理由とする利用 者数の減少が一定以上生じている場合の 対応 【通所リハ】	利用者数の減少について確認できる資料
時間延長サービス体制 【通所リハ】	・運営規程の変更届 ※「延長サービスを行う時間」の規定が必要
リハビリテーション提供体制加算	なし
入浴介助加算 【通所リハ】	①浴室の状況がわかる平面図および写真等
リハビリテーションマネジメント加算 (イ・ロ・ハ) 【通所リハ】	・なし

リハビリテーションマネジメント加算に係る 医師による説明	・なし
認知症短期集中リハビリテーション 実施加算(Ⅰ・Ⅱ) 【通所リハ】	<ul style="list-style-type: none"> ・理学療法士、作業療法士または言語聴覚士の資格証の写し ※勤務体制及び勤務形態一覧表を標準様式1で提出する場合は、添付不要。 ・勤務体制及び勤務形態一覧表(標準様式1) ・精神科医師、神経内科医師または認知症に対するリハビリテーションに関する専門的な研修を修了したことが分かる医師の資格証または修了書の写し
生活行為向上リハビリテーション実施加算 【共通】	<ul style="list-style-type: none"> ・理学療法士、作業療法士または言語聴覚士の資格証の写し ・①の資格証が理学療法士または言語聴覚士の場合は、生活行為向上リハビリテーションに関する研修の終了証
若年性認知症利用者受入加算【共通】	・なし
栄養アセスメント・栄養改善体制 【共通】	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務体制及び勤務形態一覧表(標準様式1) ※管理栄養士を事業所の職員として配置している場合のみ提出。 ・栄養改善加算に係る届出書 ・管理栄養士の免許証の写し ※勤務体制及び勤務形態一覧表を標準様式1で提出する場合は、添付不要。
口腔機能向上加算 【共通】	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務体制及び勤務形態一覧表(標準様式1) ※算定を開始する月の勤務予定表 ・管理栄養士の免許証または資格証の写しまたは外部の管理栄養士との連携がわかる契約書などの写し ※勤務体制及び勤務形態一覧表を標準様式1で提出する場合は、添付不要。

・なし (注)運動機能向上体制、栄養改善体制、口腔機能向上体制のうち、複数を届けていること。	一体的サービス提供加算 【予防通所リハ】
①中重度者ケア体制加算算定表(別紙28-1、別紙28-2) ②勤務体制及び勤務形態一覧表(標準様式1) ※算定を開始する月の勤務予定表 ③看護師または准看護師の免許証の写し ※勤務体制及び勤務形態一覧表を標準様式1で提出する場合は、添付不要。	中重度者ケア体制加算 【通所リハ】
・なし	科学的介護推進体制加算 【共通】
①通所リハビリテーション事業所における移行支援加算に係る届出(別紙18) ②移行支援加算計算書(別紙18-1)	移行支援加算 【通所リハ】
①サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙12-3) ②サービス提供体制強化加算算定表 ③サービス提供体制強化加算算定表【別表】 ④勤務体制及び勤務形態一覧表(標準様式1) ※前年度各月(3月を除く)の勤務実績表 ※前年度の実績が6月末満の場合(新規開設、再開の場合を含む。):届出月の前3か月の勤務実績表 ※備考欄等で「介護福祉士／勤続年数7年以上／勤続年数10年以上」がどなたか分かるように記載してください。 ⑤介護福祉士の資格証の写し ※加算の内容によっては不要なものもあります	サービス提供体制強化加算 (I ・ II ・ III)
○算定しようとする前々月の末日までに介護職員等処遇改善加算等処遇改善計画書を提出する必要があります。	介護職員等処遇改善加算

(注)

1. 算定要件を満たさなくなる場合は、速やかに届出を行うとともに、その事実が発生した日から加算の算定は行わないでください。
2. 重複する添付書類は、1部のみ提出してください。
3. 上記に掲げる添付書類以外にも、確認のために書類等の提出を求める場合があります。